



一般家庭では13ミリメートルと20ミリメートルがほとんどを占めています。

なお、メーターの口径は、一般家庭では13ミリメートルと20ミリメートルがほとんどを占めています。

料金体系を変更します

※料金には、消費税相当額及び地方消費税相当額を含みます。

※営農用料金は、別に定めています。詳細は、ホームページなどでご確認ください。

新しい水道料金(口径別) [上水道/簡易水道/飲用水供給施設]

メーターの口径	基本料金 1 カ月		超 過 料 金
	水 量	料 金	
13mm~20mm	5 m ³ まで	900円	1 m ³ につき 180円
	5 m ³ を超え10m ³ まで	1,250円	
25mm~30mm	5 m ³ まで	2,700円	
	5 m ³ を超え10m ³ まで	3,200円	
40mm以上	5 m ³ まで	7,800円	
	5 m ³ を超え10m ³ まで	8,300円	

最終的に、平成28年度に完全に統一します。

市の財政や水道経営の安定を図ること、料金が高くなる世帯などの急激な負担増を緩和するため、新しい料金と今までの料金との差額を5年間にわたり調整します。新料金が安い場合には、6分の1ずつ段階的に減額、また新料金が高い場合には6分の1ずつ段階的に増額します。

段階的に統一します

～急激な負担増とならないために～

市では、これまで各町でまちまちだった水道料金を統一し、平成23年度から新しい水道料金を適用します。これは、合併後、旧町の水道料金を引き継いだことによる料金格差を是正することを目的としています。

また、新料金は段階的に、増額あるいは減額調整し、平成28年度に完全に統一します。

水道料金が変わります

～平成23年度から5年間で段階的に調整します。～

市有地を売り払います(一般競争入札)

管財契約課 ☎050(3381)5022

市では、市有地を売り払います。入札参加には、あらかじめ申し込みが必要です。参加を希望する個人(法人)は、期限までに申し込んでください。

● 管財契約課または各支所に備えている入札参加申込書(ホームページからもダウンロード可)に、次の書類を添付し、持参により提出してください。

● 受付時間/午前8時30分～午後5時15分
※物件の引き渡しは現状有姿で行うため、事前に現地を確認してください。

入札の日時・場所

平成23年1月6日(木)

・物件①：午後1時30分、物件②：午後2時、物件③：午後2時30分

市役所西有家庁舎 3階会議室

管財契約課

☎050(3381)5022

※詳細はお問い合わせいただくか、市のホームページをご覧ください。

12月27日(月)

公 売 物 件

No.	物 件 の 所 在	地 目	面積 (m ²)	最低売却価格 (円)
①	南島原市有家町山川字清水77番6	宅 地	304.39	¥6,300,000
②	南島原市西有家町里坊字宮原2048番	宅 地	252.72	¥7,000,000
③	南島原市西有家町須川字原田1560番	宅 地	232.21	¥5,450,000



物件①(有家町山川)



物件②(西有家町里坊)



物件③(西有家町須川)

水道のことは、早めに、気軽に、お電話で！

次のような場合、電話連絡でも対応します。早めの連絡をお願いします。

- ・水道の使用を開始するとき(後日水道使用異動届の提出が必要です)
- ・転出などにより水道の使用を中止するとき
- ・使用者や所有者の名義を変えるとき
- ・水道を長期間使用しないとき



水道に関するお問い合わせ

図 上 水 道 課(南有家庁舎内) ☎050(3381)5070

深江水道管理センター(深江庁舎内) ☎050(3381)5122

有家水道管理センター(有家庁舎内) ☎050(3381)5142

加津佐水道管理センター(加津佐庁舎内) ☎050(3381)5192

浄化槽設置補助金の申請はお早めに 12月28日(火)まで

図 下水道課

☎050(3381)5071

平成22年度の浄化槽設置補助金は、平成23年3月末日までに完成することができる工事が対象です。

年度内(平成23年3月まで)に「(合併処理)浄化槽」の設置または既設の「単独処理浄化槽」から「(合併処理)浄化槽」への切り替えを予定している人は、12月28日(火)までに手続きをお願いします。

なお、補助金の額や条件などについては、広報紙7月号13ページをご覧ください。

※詳細はお問い合わせください。